

新型コロナウイルス緊急経済対策 第3次店舗等維持支援金について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、県では、5月31日までに緊急特別対策期間として、接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮、不要不急の外出・往来自粛の要請を行っているところです。

これらを踏まえ、要請により影響を受けた事業者の皆様の事業継続を支援するため、市独自の緊急経済対策を講じるものであります。

2 第3次店舗等維持支援金について

事業者の出費を最小限に抑えるため次のとおり家賃等の固定経費を支援する。

(1) 対象要件

市内に店舗等を有する事業者（中小企業及び小規模事業者。以下同じ）であって、次に掲げる要件を充たすもの。

ただし、市内に住民登録のない個人事業者（非納税者）は対象外。

ア 県が発出した「営業時間短縮の協力要請」及び「不要不急の外出・往来自粛の協力要請」に伴い、次に該当する別表1に掲げる業種に当てはまる事業者

- ① 時短営業の対象となる飲食店と直接・間接の取引があること
- ② 不要不急の外出・往来自粛により直接的な影響を受けること

イ 令和3年5月または6月の売上が前年（2020年）又は前々年（2019年）同月比で3割以上減少している事業者

ウ 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（時短営業協力金）の対象事業者でないこと

エ 市税を滞納していない事業者

(2) 支援額

ア 店舗等を賃借して事業を行っている事業者

家賃の2分の1の6か月相当分を補助（1店舗等あたり上限額30万円）

イ 自己所有店舗で事業を行っている事業者

一律 10万円

3 申請受付期間

6月中旬（目途）～9月末

4 申請方法

原則オンライン申請とする。（郵送も可）

5 事業者向けコールセンター

電話 0246-35-6200 (平日 9時～17時)

別表1 日本標準産業分類表のうち次の業種を対象とする。

業種	具体的な業種
H 運輸業、郵便業のうち 43 道路旅客運送業	タクシー業、乗合バス業、貸切バス業
I 卸売業のうち 52 飲食料品卸売業	米穀類卸売業、野菜・果実卸売業、食肉卸売業、 生鮮魚介卸売業、食料・飲料卸売業
I 小売業	衣類等小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、 その他小売業、各種商品小売業
K 不動産業、物品賃貸業のうち 70 物品賃貸業	総合リース業、自動車賃貸業、レンタルビデオ業、 貸衣装業、その他の物品賃貸業
M 宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、民宿、飲食店、持ち帰り・配達飲食 サービス業
N 生活関連サービス業、 娯楽業	理容業、美容業、洗濯業、エステティック業、ネイル サロン、旅行業、冠婚葬祭業、衣服裁縫修理業、 ペット美容室、写真店、フィットネスジム、ゴルフ場、 ゴルフ練習場、麻雀、パチンコ、ゲームセンター、 カラオケボックス など
O 教育、学習支援業のうち 82 その他の教育、学習支援業	学習塾、音楽教室、英会話教室、そろばん教室、 書道教室、スポーツ・健康教授業 など
P 医療、福祉のうち 83 医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、 マッサージ業、はり・きゅう業、柔道整復業、カイロ プラクティック業、医療に付帯するサービス業 など
R サービス業 (他に分類されないもの)のうち 88 廃棄物処理業 92 その他の事業サービス業	廃棄物処理業、ディスプレイ業、コールセンター業、 バンケットサービス業 など

※ 上記以外の業種においても、時短営業飲食店との直接・間接の取引が客観的に証明できる場合には給付対象となることがある。

(事務担当)

産業創出課

電話 22-1194